

日本骨髄腫患者の会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は The International Myeloma Foundation(国際骨髄腫財団／本部 アメリカ・ロサンゼルス)の日本支部であり、「日本骨髄腫患者の会」(以下「患者の会」という

(事務局)

第2条 患者の会は事務局を東京都小金井市におく

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 患者の会は、多発性骨髄腫患者およびその家族等に対して、多発性骨髄腫に関する正しい知識を高め、明るい療養生活を送れるよう患者およびその家族等の相互の親睦を図ると共に骨髄腫の原因究明と治療法確立ならびに社会的対策を促進することを目的とする

(活動)

第4条 患者の会はその目的を達成するため次の活動を行う

1. 情報誌「がんばりまっしょい」の発行
2. web サイトによる情報提供
3. その他、骨髄腫および治療に関する情報提供
4. セミナー、地方ブロック会による情報提供および患者、患者家族同士の交流
5. 骨髄腫の完全治癒を実現するための活動
6. その他目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第5条 患者の会に次の会員をおく

1. 正会員 患者の会の目的に賛同して入会した骨髄腫患者およびその家族等
2. 賛助会員 患者の会の活動を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第6条 患者の会へ入会を希望する個人および団体は、所定の手続きによって申し込まなければならない

(会費)

第7条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1)退会届を提出したとき

- (2) 本人が逝去、または会員である団体が消失したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったとき、役員会の議決によって除名することができる。ただし、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) 患者の会の会則に違反したとき
- (2) 患者の会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第4章 役員

(種別等)

第11条 患者の会は役員として、代表1名、副代表若干名、理事若干名および会計監査1名を置く
2. 患者の会は有償のボランティアとして、謝金を支払う役員を若干名置くことができる

(選任等)

第12条 役員は総会において選任する
2. 代表および副代表は役員の間選とする
3. 会計監査は代表が役員以外から任命もしくは委嘱する。会計監査は会員でなくてもよい

(役員の仕事)

第13条 代表は会務を総括する。副代表は代表を補佐し代表不在のときはこれを代行する
2. 理事は役員会を通じて本会の運営に参画し、会則の定めるところによりその職務を行うものとする
3. 会計監査は会計の監査を行う

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は2年とする。ただし再選を妨げない
2. 補欠のためまたは増員によって就任した役員の仕事は前任者または現任者の仕事の残存期間とする

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は任期満了、辞任、解任による
2. 役員が次の各号の一に該当するに至った場合、総会において解任することができる。ただしその役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない
1) 心身の故障により職務遂行に堪えないと認められたとき
2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第5章 総会

(種別)

第 16 条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、会合による総会が困難な場合は、通信による総会も可能とする

(構成)

第 17 条 総会は、正会員をもって構成する

(権能)

第 18 条 総会は、以下の事項について議決する

- 1) 会則の変更
- 2) 会計報告に関する事
- 3) 解散および合併
- 4) 役員を選任または解任

(開催)

第 19 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する

2. 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する

- 1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき
- 2) 会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した文書をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 20 条 総会は代表が招集する

2. 総会を招集するときは、日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する

(定足数)

第 22 条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない

(議決)

第 23 条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする

2. 総会の議事は総会出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

第6章 役員会

(役員会)

第 24 条 役員会は代表、副代表、および理事をもって構成し、本会の運営にあたる。会計監査は役員会に出席しない

(権能)

第 25 条 役員会は以下の事項について議決する

- 1) 総会に付議すべき事
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事

- 3) 事業計画に関すること
- 4) 年会費の額
- 5) その他、患者の会の運営に関すること

(開催および招集)

第26条 役員会は、年2回開催する

2. 臨時役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

- 1) 代表が必要と認め招集の請求をしたとき
- 2) 役員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した文書をもって招集の請求があったとき
- 3) 役員会は役員会議長が招集する

(議決)

第27条 役員会の議事は出席役員の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決するところによる

第7章 会計

(会計)

第28条 患者の会の運営に必要な費用は会費と寄付金およびそれらの預金利息を充てる。

(会計年度)

第29条 患者の会の会計年度は10月1日より9月30日までとする。

第8章 会則の変更、解散

(会則の変更)

第30条 患者の会が会則を変更しようとするときは、総会出席正会員の3分の2の議決を得なければならない

(解散)

第31条 患者の会は、次にあげる理由により解散する

- 1) 総会の決議
2. 患者の会が解散するときは、総会出席正会員の3分の2の議決を得なければならない

第9章 雑則

(細則)

第32条 患者の会の運営に関する細則は役員会において定める

附則

1. 本会則は、2009年11月22日より施行する
-

日本骨髄腫患者の会役員細則

第1章 名称

第1条 本細則を日本骨髄腫患者の会役員細則と称する

第2章 目的

第2条 本細則は患者の会会則を補足することを目的とする

第3章 役員

第3条 代表、副代表および理事、会計監査についての選出および任務は会則第4章のとおりとする

第4章 役員会議長

第4条 役員が各職務を遂行するためまた役員相互の連絡等を円滑に行うため、会計監査を除く役員の中から役員会議長、副議長をおき、その役割を次のとおりとする

1. 役員会招集および運営の事務
2. その他、役員会運営に関わる事項

第5章 職務遂行に関する規則

(職務)

第5条 会計監査を除く役員は職務を遂行するために役員メーリングリストに登録する

2. 第6章 20条集合役員会の招集、通信役員会の招集および実施は原則役員メーリングリストにて行う
3. 役員は役員メーリングリストに定期的アクセスし、その職務を遂行しなくてはならない
4. やむを得ない理由で役員メーリングリストにアクセスできない場合はその旨役員会議長に届ける
5. 役員を辞任する場合は原則として3カ月前までに役員メーリングリストにおいて文書にて代表に届け出るものとする
6. 役員を辞任する場合は担当職務の引継ぎを辞任の日までに完了しなければならない

第6章 旅費

(旅費支給)

第6条 役員には、職務を遂行するために要した旅費を支給する

(旅費の内容)

第7条 旅費の支給は次の通りとする

1. 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃の実費とやむをえない理由で宿泊を伴う出張の場合、出張中の夜数に応じ宿泊料の実費を支給する
2. 旅費は最も経済的な通常の経路および方法により計算する

附則

本細則は 2003 年 10 月 19 日より適用する

本細則は 2009 年 11 月 22 日より適用する

堀之内朗記念研究助成基金規約

第1章 趣旨

第1節

堀之内朗記念研究助成制度(The Award in Aki's Memory)は、「日本骨髄腫患者の会」の創立者で、2000年9月24日に亡くなられた堀之内朗氏を偲び、国際骨髄腫財団(IMF: International Myeloma Foundation)により2001年に設置された、多発性骨髄腫の完全治癒の早期実現を目指して心血を注がれている日本の医師、研究者を資金面からバックアップする研究助成金制度をいう。

第2節

堀之内朗記念研究助成制度の課題募集及び選考は役員会で定めるものとする。

第2章 財源

堀之内朗記念研究助成基金は、日本骨髄腫患者の会への寄付金より充てる。

第3章 目的

第1節

堀之内朗記念研究助成基金は第1章 第1節にある同研究助成の目的の為に使用される。

第2節

助成金の額については、役員会において変更することができるものとする。

第4章 会計

堀之内朗記念研究助成基金の会計年度は、毎年10月1日より翌年の9月30日までとする。原則として、毎年10月に会計報告をする。

第5章 規約の変更

堀之内朗記念研究助成基金の規約は総会参加人員の過半数の議決により変更することができる。

第6章 細則

堀之内朗記念研究助成制度の運営に関する細則は役員会において定める。

以上